

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る被保険者記録は、資格取得日が平成2年4月1日、資格喪失日が4年2月1日とされ、当該期間のうち、4年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日を4年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月31日から同年2月1日まで

申立事業所には、平成4年1月31日まで勤務したが、社会保険庁の記録によると、申立事業所における私の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同日とされていた。

このため、社会保険事務所に申し出て、資格喪失日を平成4年2月1日に訂正してもらったが、この時点において、申立期間の保険料は時効により徴収できないとして、年金額の算定期間に加算されていない。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者記録のうち、平成4年1月31日から同年2月1日までの期間については、20年12月5日付けで記録訂正が行われているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないこととされている。

これに対し、申立人は申立期間についての年金記録の確認を求めているところ、申立人が所持している平成4年1月分の給与支払明細書により、

申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、平成3年8月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を平成20年12月2日に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、4年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島厚生年金 事案178

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和31年8月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月18日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和31年8月から同年11月までを1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月から31年4月まで
② 昭和31年8月18日から同年12月18日まで
③ 昭和34年4月から同年10月まで

私は、申立期間①については、昭和30年8月から合資会社Aに勤務していたにもかかわらず、当該事業所での資格取得日が31年4月16日になっているのには納得いかない。

申立期間②については、B株式会社に2度目の就職をした期間であり、一緒に就職した同僚も記憶しており、勤務していたことは間違いない。

申立期間③については、株式会社Cに旋盤工として勤務していたのは間違いないので、納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人がB株式会社において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日の一部が相違するものの、同姓同名で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人の供述及び申立人が記憶する同時期に就職した同僚が、その直前の記号番号で確認できることから、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険加入記録であり、昭和31年8月18日に被保険者資格を取得し、同年12月18日に資格喪失したと認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和31年8月から同年11月までを1万8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、当時の同僚から申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述等は得られず、「入社後すぐに厚生年金には加入していなかった。」旨の供述があることから、当時、事業主は入社と同時にすべての者を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

また、社会保険事務所の保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和29年9月1日取得者の健康保険記号番号159番から31年4月16日取得者の健康保険記号番号164番までに、申立人の氏名は確認できず、欠番も無い。

- 3 申立期間③については、当時の同僚から申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述等は得られない上、当該事業所には、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

また、社会保険事務所の保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和34年2月2日取得者の健康保険記号番号22番から35年1月5日取得者の健康保険記号番号30番までに、申立人の氏名は確認できず、欠番も無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び③の期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から44年3月まで

私は、昭和42年4月、A県B市からC県旧D町に転居し、申立期間のうち42年後半以降の期間の国民年金保険料については、地域の集金人を通じて毎月納付していた。

また、申立期間のうち、昭和41年7月から毎月納付を開始した時期までの期間の国民年金保険料についても、42年4月以降、前記の集金人に納付したはずである。

集金人からは、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す領収書をもっているため、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す領収書であると主張している書類は、申立期間の国民年金保険料に係る過年度納付書であり、当該書類の「領収日付印」欄に領収印等が押された形跡は見られない上、領収済通知書及び領収証書が一体となって保管されていることから、未使用の状態であることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付したことを証明するものと認めることはできない。

また、当該納付書は年度単位で3部（昭和41年度分、42年度分及び43年度分）に分けて作成されており、昭和42年後半以降は毎月納付していたとする申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号（現基礎年金番号）は、昭和44年以降に払い出されたものと推認でき、当該時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、旧D町において申立人に別の国民

年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案374

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から56年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から56年4月まで
年金記録を見ると、昭和47年5月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した時には、国民年金に加入し、再び厚生年金保険被保険者資格を取得した48年3月23日までの国民年金保険料を納付している。
申立期間についても、私か妻が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付しているはずである。
申立期間が未加入（未納）とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人又は申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る申立人の記憶は曖昧であり、申立人の妻は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、A市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿を見ても、申立人が、昭和47年5月31日に被保険者資格を取得し、48年3月23日に被保険者資格を喪失していることは確認できるものの、申立期間に係る国民年金加入記録は確認できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、市町村が申立人の国民年金保険料を収納しているにもかかわらず、89か月もの長期間において、申立人の加入記録が無いことに気付かなかったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていなかったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで
申立期間の国民年金保険料は免除とされているが、私自身、免除の申請を行った記憶は無く、保険料も支払っていない。
申立期間について、免除ではなく未納と記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る国民年金保険料のうち、昭和60年1月から同年3月までの保険料が60年2月15日付けの申請に基づき同年4月8日付けで免除の処理が行われ、また、60年4月から61年3月までの保険料については、60年7月31日付けの申請に基づき同年10月22日付けで免除の処理が行われたことが確認できるとともに、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除の記録となっていることなど、行政の一連の事務処理及び記録管理に不自然さはいかたがえなくない。

また、社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立人の申立期間に係る保険料について、平成6年3月2日付けで追納申出が行われ、申立人に対して追納用納付書が送付された記録が確認できることから、平成6年当時においても、社会保険事務所では、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除の取扱いとなっていたことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていなかったものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月1日から19年10月1日まで

社会保険事務所の記録によると、A株式会社B工場における私の厚生年金保険資格取得日は昭和19年10月1日となっていた。

しかし、私は、昭和17年12月に高校を繰上卒業後、申立事業所に就職し、18年6月以降は、工場で原液係として勤務していた。事業所からは化学技能士と称する資格の認定も受けていたので、給料から労働者年金保険料を控除されていたと思う。また、当時の課長はC氏で、工場内の同僚にD氏がいたことも記憶している。

申立期間を労働者年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立事業所に係る被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿並びに申立人からの聴取結果により、申立期間当時、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が当時の課長として記憶しているC氏（昭和40年死亡）の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同様、昭和19年10月1日とされている上、社会保険庁の記録によれば、同日付で多数の者が厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、当時の同僚として記憶しているD氏から当時の状況を聴取したところ、同氏は、申立人が工場内に勤務していたことは記憶しているものの、申立人とは職務内容が異なっていたと供述している。

さらに、申立事業所は、平成15年4月に全喪している上、本社（現E株式会社）にも、申立事業所に係る人事記録、給与台帳等の資料は保管されておらず、勤務状況等について確認することができない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の資格取得日の記録に不自然さは無く、訂正された形跡も見られない上、ほかに申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案180

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月4日から32年2月28日まで
② 昭和32年3月1日から35年12月30日まで

申立事業所のA事業所(申立期間①)及びB事業所(申立期間②)では、メリヤスの裁断の仕事をしていた。申立当時は毎日残業があったが、体力もあり欠勤もせずに働いていた。B事業所で働いていた時、歯医者へ何度か行ったが、その時に健康保険証を使ったことを記憶しており、社会保険に加入していたと思うので調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶しているA事業所における当時の事業主及び同僚の所在は確認できず、当時の状況を聞くことができないことから、申立人の勤務形態及び保険料控除の有無等については不明である。

また、社会保険庁の記録において、A事業所は申立期間及びそれ以外の期間についても、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

申立期間②について、B事業所は昭和36年2月にC株式会社に統合され、C株式会社として初めて適用されており、申立期間当時、申立事業所は適用事業所として確認できない上、申立事業所において申立人と一緒に勤務していた複数の同僚が申立期間当時、申立事業所は社会保険に加入していなかったと供述している。

このほか、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から60年11月まで
株式会社Aでは現場責任者として働いていた。ほとんど、現場に直行、直帰していたので給料は若手社員が現場に届けてくれていた。厚生年金保険には加入していたと思うので被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの当時の事業主や同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主の供述によれば申立事業所は、昭和55年2月29日に手形決済ができず、同年3月末ころに裁判所より破産宣告を受け、以後、業務停止に伴い従業員も解雇したとしており、申立期間のうち昭和55年4月から60年11月までの期間について、申立事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたとする申立人の主張は不自然である。

また、申立期間のうち昭和54年10月から55年3月までの期間については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、健康保険番号1番(資格取得日 昭和52年7月11日)から17番(資格取得日 昭和54年11月1日)までに申立人の氏名は見当たらず、欠番も無い上、当時の事業主及び申立期間当時申立事業所において事務を担当していた従業員は、申立事業所における給与計算は外部の社会保険労務士に委託していたとしており、保険料控除の有無は不明であると述べている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。